

議案第四十四号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九條第一項の規定に

より、次のとおり専決処分をしたので、同法同條第三項の規定により、これを

本議会に報告して承認を求めらる。

昭和四十四年五月二十一日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四拾四年五月二十一日

三朝町議會議長 承 保

三朝町議會議長

矢田秀雄



専決第二号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九條第一項の規定により、三朝町税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

昭和四十四年四月九日

三朝町長 坂 出 雅 巳

三朝町条例第十六号

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和三十二年三朝町条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第十八条の四第一項中「四十円」を「五十円」に改める。

第二十四条第一項第三号中「二十八万円」を「三十万円」に改める。

第二十六条第三項中「納額告知書」を「納入通知書」に改める。

第三十四条の二第二項を削る。

第三十六条の二第二項中「社会保険料控除額」の下に「、小規模企業共済掛金控除額」を加え、同条第三項中「二月末日」を「一月三十一日」に改める。

第三十六条の三第一項中「第二条第一項第三十六号」を「第二条第一項第三十七号」に改める。

第三十六条の四第三項中「納額告知書」を「納入通知書」に改める。

第四十三条第一項中「政府」を「国の税務官署」に改め、同条第二項中「納期限とする」の下に「。次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

3 所得税の納税義務 が修正申告書（偽りその他不正の行為により所得税を免れ又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があつたことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。）を提出し、又は国の税務官署が所得税の更生（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があつた後にされた当該所得税に係る更正を除く。）をしたことに基因して、第四十条の各納期限から一年を経過する日後に第一項の規定によりその賦課した税額を変更し又は賦課した場合には当該一年を経過する日の翌日から第一項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。

第四十四条第四項中「二月末日」を「四月三十日」に、「四月二日から五月三十一日までの間である場合にあつては七月十日、翌年の二月中である場合にあつては同月末日」を「翌年の四月中である場合には、同月三十日」に、「二月中」を「四月中」に改める。

第四十六條の二中「十月まで及び十一月から翌年三月まで」を「十一月まで及び十二月から翌年五月まで」に改める。

第四十七條第一項中「場合においては」の下に「、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は」を加える。

第五十三條の七の二中「給与」とあるのは「退職手当等」を「支払つた給与」とあるのは「支払つた退職手当等」に改め、「六月から十月まで」とあるのは「四月から十月まで」とを削る。

第五十三條の十第三項、第六十五條第三項及び第七十五條第三項中「納額告知書」を「納入通知書」に改める。

第八十四條第三項中「に当該還付すべき税額及びこれに係る徴収金の納付があつたものとみなして、法第十七條の四第一項」を「を法第十七條の四第一項各号に掲げる日とみなして、同項」に改める。

第八十八條第三項中「納額告知書」を「納入通知書」に改める。

第九十八條及び第三百三條第一項第四号中「法附則第六十七項又は第九十七項」を「法附則第三十一條第一項又は第二項」に改める。

第百八條第三項中「納額告知書」を「納入通知書」に改める。

第百十條の二中「法附則第六十七項又は第九十七項」を「法附則第三十一條第一項又は第二項」に改める。

第百十五條第三項及び第百二十五條第三項中「納額告知書」を「納入通知書」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

第一條 この条例は、公布の日から施行する。

(町民税に関する規定の適用)

第二條 別段の定めがあるものを除き、改正後の三朝町税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、昭和四十四年度分の個人の町民税から適用し、昭和四十三年度分までの個人の町民税については、なお従前の例

による。

2 新条例第四十三条第三項の規定は、この条例の施行の日以後に納付される個人の町民税に係る延滞金について適用する。

3 新条例第五十三条の七の二の規定は、施行日以後に徴収した納入金を納入する場合について適用し、同日前に徴収した納入金については、なお従前の例による。この場合において、同日から昭和四十四年五月三十一日までの間に徴収する納入金の納入に対する同条の規定の適用については、同条中「申告納入」ととあるのは、「申告納入」と、「六月から十一月まで」とあるのは「四月から十一月まで」ととする。